

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「貢献」「信用」「誠実」を基本的理念として「お取引先様を最優先に思う心を常に忘れない会社」を目指し、提供する商品・サービスを通じてお取引先様と共存共栄することで株主様の利益拡大に寄与するとともに、社会その他すべてのステークホルダーへの責任を果たし続けることを経営の基本方針としています。コーポレート・ガバナンスは、本方針を推進し、継続的に企業価値を高めていくための基礎的要素であると理解しております。引き続きコーポレート・ガバナンスが有効に機能するような体制を整えてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境設備】

当社における海外投資家持株比率は8.20% (2017年11月末) から直近では14.11%まで増加いたしました。機関投資家の間で議決権行使への関心が高まるなか、まずは招集通知の発送をできる限り早める努力をいたします。そのうえで、海外投資家の持株比率を注視しながら議決権行使プラットフォームへの参加及び招集通知の英訳も重要な経営課題と考えております。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者の後継者計画】

最高経営責任者(CEO)等の後継者計画については、現在明確な計画を定めてはおりませんが、取締役会が考案した後継者計画をもとに、指名諮問委員会からの答申内容を十分に検討し、取締役会にて決議することといたします。また、その後継者計画を指名諮問委員会が監督し、透明性・客観性を確保してまいります。

【補充原則4 - 3 CEOの選任】

当社は、指名諮問委員会を設置しておりますが、CEOの選任につきましては、客観性・適時性・透明性ある手続きを確保すべく、その基準等を整備してまいります。

【補充原則4 - 3 CEOの解任】

当社は、指名諮問委員会を設置しておりますが、CEOの解任につきましては、客観性・適時性・透明性ある手続きを確保すべく、その基準等を整備してまいります。

【補充原則4 - 3 リスク管理体制の適切な構築とその監督】

内部監査部門による財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の整備・運用状況及び業務プロセスの適正な運用についてモニタリングしており、その監査結果について取締役会で報告されております。また、一部運用に係る細則を整備し、更なる内部統制の向上を行っております。今後は、更なるコンプライアンスの周知・徹底を含め、リスク発生の未然防止及びリスク管理の体制整備を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取引関係の維持・強化等の経営戦略の一環として必要と考えられる株式は、政策保有株式として保有しております。当社の政策保有株式について、できる限り売却する方針で、保有目的・実効性・経済性について取締役会で定期的に検証・審議のうえ、決定しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引及び利益相反取引につきましては、取締役会規程において取締役会決議事項として定められており、事前に承認を得ることとしております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の福利厚生の一環として確定拠出年金制度を導入しております。従いまして、当社はアセットオーナーとして運用機関の投資活動に直接関与してはおりませんが、従業員が資産運用を安全かつ効率的に行えるよう、従業員に対して様々な金融商品の選択肢を提供しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 企業理念・経営戦略・経営計画等

< 企業理念 >

当社グループは「貢献」「信用」「誠実」を基本的理念として「お取引先様を最優先に思う心を常に忘れない会社」を目指し、提供する商品・サービスを通じてお取引先様と共存共栄することで株主様の利益拡大に寄与するとともに、社会その他すべてのステークホルダーへの責任を果たし続けることを経営の基本方針としています。

< 経営戦略・経営計画 >

当社経営理念のもと、更なる成長と企業価値の向上を実現するために、創業111周年を迎える2025年11月期へ向けたグループ中長期ビジョン「Vision “i-111”」及び2018年11月期からの3ヵ年の中期経営計画の定量目標を策定しております。今後、経営環境の変化等に柔軟に対応するため、原則として毎期改定を行うローリング方式の3ヵ年の中期経営計画として発表してまいります。なお、その詳細は当社ウェブサイトに掲示しております。

- ()当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。
- ()経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、金銭報酬である基本報酬に加え、継続的な企業価値向上と業績向上へのインセンティブに資するよう株式報酬制度を採用しております。その報酬額については、報酬諮問委員会が答申する機能を有しており、客観性を確保した決定を行っております。
- ()当社は、指名諮問委員会を設置しており、経営陣幹部・取締役・監査役候補の選任及び解任のために必要な基本方針、規則及び手続等を諮問する機能を有しております。経営陣幹部・取締役・監査役候補の選任及び解任は、指名諮問委員会からの答申内容を十分に検討し、取締役会にて決議しております。
- ()当社は、指名諮問委員会を設置しており、経営陣幹部・取締役・監査役候補の選任及び解任のために必要な基本方針、規則及び手続等を諮問する機能を有しております。経営陣幹部・取締役・監査役候補の個々の選任及び解任・指名については、推薦状・個別面談などを通じて、業務経験・知見・人柄などを指名諮問委員会で審議し、取締役会に答申し決議しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任】

当社では、取締役会規程に定めた付議基準に則り、法令及び定款に定める事項や、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式・社債に関する事項、その他重要な事項につきましては取締役会の決議をもって決定することとしております。また、取締役会への付議の事前諮問機関として、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・コーポレートガバナンス諮問委員会の3諮問委員会及び経営会議を設けております。経営会議規程においては以下の付議基準を定めております。

経営会議への付議及び協議事項

- (1) 取締役会の招集及び提出議案に関する事項
- (2) 取締役会の経営方針に基づく全般的執行方針に関する事項
- (3) 経営管理全般の統制に関する事項
- (4) 毎期の予算の決定並びに修正
- (5) 重要な試験、研究、試作の企画
- (6) 重要な組織の制定、改廃
- (7) 重要な規程の制定、改廃
- (8) 取締役会の基本方針に従って行う個別的執行方針に関する事項
- (9) 前各号のほか、会社全般に影響を及ぼす重要事項で、経営陣幹部が必要と認めた事項

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、かつ会社経営に関与された経験と高い見識を持ち合わせている人物を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の構成】

当社は、多岐にわたる事業分野において迅速かつ確かな経営判断を行うため、各事業分野について専門的知識や経験を備えた取締役を偏りなく選任し、適正な員数で取締役会を構成しております。

また、経営に関する適正な監督機能を強化するため、幅広い見識や異なる分野での経験を持ち、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画しております。手続きにつきましては「原則3 - 1 情報開示の充実」の()をご参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役兼任】

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼務状況を把握し、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しており、同兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性】

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させております。新たに設置いたしましたコーポレートガバナンス諮問委員会で取締役会全体の実効性について分析・評価いたします。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング内容】

取締役及び監査役は、その役割を全うするうえで必要な知識・情報を習得するために、社内外のセミナー等に参加しており、そのトレーニングの状況につきましては、取締役会にて確認を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話につきましては、管理部門担当役員が統括し、建設的な対話を実現すべく体制整備を行っております。具体的には、報道機関・アナリスト・機関投資家の皆様に対して、半期ごとに決算説明会を実施し、経営陣幹部より決算概要、事業概況及び経営方針等について説明しているほか、個人投資家の皆様に対しては、当社ホームページ上に決算説明会時の動画・資料ほかIR資料を掲載し、対話の手段の充実を図るなどの取り組みを行っております。

更に、株主・投資家の皆様のご意見等は、必要に応じ管理部門担当役員を通じて取締役会等にて経営陣幹部へフィードバックしており、インサイダー取引防止規程に基づき、徹底した情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケーアイ社	3,771,723	11.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,089,400	9.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,868,700	5.56
株式会社三菱UFJ銀行	1,188,968	3.53
岩城 修	970,082	2.88
イワキ従業員持株会	868,504	2.58
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	820,996	2.44

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76082口)	764,490	2.27
株式会社大阪ソーダ	658,000	1.95
株式会社みずほ銀行	543,263	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
越智 大藏	他の会社の出身者													
川野 毅	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越智 大藏			越智大藏氏は、会社経営及びIRコンサルティングに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営に有用な意見をいただけるものと判断し、選任いたしました。また、同氏は東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておりません。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社の独立役員といたしました。

川野 毅		川野毅氏は、金融業界での長年にわたる経験及び会社経営者としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営に有用な意見をいただけるものと判断し、選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めている独立役員に関する判断基準のいずれにも該当しておりません。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社の独立役員といたしました。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	1	1	1	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	1	1	1	社外取締役

補足説明 更新

指名諮問委員会は経営陣幹部・取締役・監査役の選解任について、報酬諮問委員会は経営陣幹部・取締役の報酬等について、取締役会へ諮問する機能を有しております。
いずれの諮問委員会におきましても、「その他」の委員につきましては、社内監査役を選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人と監査計画・監査方法等の共有及び情報交換を行うなど、緊密な相互連携に努めており、四半期末及び期末に会計監査人から監査結果の報告を受け、監査重点項目や課題に対する意見交換を行っております。また、監査役及び監査役会と、業務執行部門から独立した内部監査室とは定期的な報告会を設けており、当社及び子会社の業務執行部門への内部監査計画・監査方法の協議及び監査結果報告等について相互に意見交換が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 孝	他の会社の出身者													
守山 淳	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 孝			吉田孝氏は、会社経営に関与された経験もあり、また、財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は2001年5月に株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)を退職しており、同行退職後は、当社と取引関係にない他の企業において取締役として勤務しておりました。当社は、同氏が在籍当時の株式会社東海銀行とは取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社は同氏を独立役員に指定いたしました。
守山 淳			守山淳氏は、会社経営者として豊富な経験もあり、高い見識を有しているため、客観的な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておりません。このため、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社の独立役員といたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブとして、継続的な企業価値向上と業績向上へのインセンティブに資するよう、信託型株式報酬と譲渡制限付株式報酬制度の2つの株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬体系は、金銭報酬である基本報酬に加え、継続的な企業価値向上と業績向上へのインセンティブに資するような株式報酬制度を採用しており、それぞれ株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、内部監査部門である内部監査室の構成員から補助すべき使用人を配置いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 現状のガバナンス体制 >

当社は、経営会議及び取締役会による的確な意思決定と迅速な業務を行う一方、適正な監督及び監査を可能とする体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としています。

【取締役会】

取締役会は、当社の業務執行の最高決議機関であり、取締役で構成されております。原則として毎月1回これを開催し、その必要に応じて臨時開催しております。取締役会では、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

【3諮問委員会】

指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びコーポレートガバナンス諮問委員会の3諮問委員会を設置しており、取締役会の事前諮問機関としての機能を有しております。

【経営会議】

経営会議は、当社の経営及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議又は決定する機関であり、代表取締役社長及び役付取締役(常務以上)で構成され、経営上の重要案件の事前審議及び進捗状況等の審議を行っております。

【監査役会】

監査役会は、4名の監査役(うち常勤監査役2名)で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議しております。また、監査役は、会計監査人・内部監査部門(内部監査室)と連携し、監査役会が定めた監査の方針・業務分担などに従い、取締役会・経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧及び業務執行部門への往査により、取締役の職務の執行について十分に監査しております。なお、社外監査役2名は独立役員であります。

【会計監査の状況】

2018年11月期に係る監査において業務を執行している公認会計士の氏名・監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

塩谷 岳志(PwCあらた有限責任監査法人)

五代 英紀(PwCあらた有限責任監査法人)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任し、経営監督機能及び経営監視機能の充実を図っております。

社外監査役を含めた監査役会による経営監視機能の客観性及び中立性が確保できることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信・適時開示資料・決算説明会資料・IWAKI IR Report(事業報告書)等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社業を通じて社会に貢献することに誇りと喜びを持ち「お客様(社会)を大切に思う心を常に忘れない会社」を目指し、提供する商品・サービスを通じ、お客様と常に「感謝し、感謝される関係」を築き、共存共栄することによって顧客企業の発展と株主の利益拡大に寄与するとともに、すべてのステークホルダーへの責任を果たし続けることを経営の基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2002年11月より「エコアクション21」に参加し、環境活動保護に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として、経営理念及び企業行動準則を定めるとともに、取締役を対象とする取締役就業規則を定め、これらの遵守を図る。
- (2) 取締役会については、取締役会規程の定めにより、その適切な運営を確保し、毎月これを開催することとし、その他必要に応じて随時開催し、社外取締役を含む取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- (3) 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に定めるところにより、保存・管理する。
- (2) 取締役会議事録等の重要文書及び稟議書等の意思決定に係る情報については、法定期間に対応した保存期間及び管理責任部署を定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 危機管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置及びその他状況に応じた対策チームの組織により、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として毎月定例に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。
- (2) 当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常務役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行なう。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限及び業務分掌を定めた規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行について定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、従業員の行動規範として企業行動準則を定め、周知徹底する。
- (2) 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保する。
- (3) 取締役は、当社における法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。
- (4) 監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する行動指針としてグループ企業行動準則を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
- (2) 経営管理については、グループ会社の取締役に当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、その他子会社ごとに担当取締役に定め、取締役会等において業績その他の重要事項を報告する。
- (3) グループ会社の経営管理を統括する関係会社管理規程を定め、これにより当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
- (4) グループ会社すべてに適用されるグループリスク管理規程を定め、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスク分類ごとの主管部門及び対策委員会等の体制を整える。
- (5) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。
- (6) グループ会社の取締役の職務の執行は、監査役の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査役は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、執行部門から独立した内部監査部門の構成員から補助すべき使用人を配置する。

8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が確保されるものとし、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査役の指揮命令に従うものとする。

9. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 内部監査部門は、監査の結果について監査役に報告を行う。
- (3) 監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び会計監査人との随時の意見交換などを行うことができる。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に徹底する。

11. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務

が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法及び内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
- (2) 取締役会は、それらが適切に整備及び運用されていることを監督する。
- (3) 監査役は、それらの整備及び運用状況を監視し検証できるものとする。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制および整備

反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、経営管理部を対応統括部署とし、事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する」旨を基本方針としています。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、経営管理部を対応統括部署とし、事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、会社情報を開示する際には、会社情報の内容により以下のような体制で開示を行っております。

重要な事実に関する情報について、当社及び子会社の情報取扱責任者は、情報管理部門に報告を行い、情報管理部門は、それらの情報の収集及び検証を行い、報告された重要な事実に関して適時開示の要否の検討を行っております。なお、検討にあたっては、必要に応じて事前相談・協議を行い、適時開示の要否を決定し、情報管理統括責任者に報告しております。情報管理統括責任者は、その決定事項を経営会議及び取締役会に上程しております。

1. 決定事項

重要な決定事実に関しては、原則として1ヵ月に1回開催される経営会議及び取締役会で審議・決定するほか、必要に応じて臨時経営会議及び臨時取締役会が開催され、同様に審議・決定され、その承認後、正確かつ速やかに開示を行っております。

2. 発生事実

重要な発生事実に関しては、臨時経営会議を開催して審議・決定され、その承認後、正確かつ速やかに開示を行っており、取締役会にも報告しております。

3. 決算情報

決算内容については、取締役会の承認を受けた後、正確かつ速やかに開示を行っております。

それ以外の決算情報については、適宜、臨時経営会議を開催して審議・決定され、その承認後、正確かつ速やかに開示を行っており、取締役会にも報告しております。

4. その他の情報

上記に該当しない重要な事実と判断されるものについては、適宜、臨時経営会議を開催して審議・決定され、その承認後、正確かつ速やかに開示を行っており、取締役会にも報告しております。

